

平成２８年 第４回教育委員会 会議録

日 時	平成２８年３月２５日（金） 午前９時３０分～１１時３０分
場 所	向日市役所 第６会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、松本委員、流石委員
欠席委員	白幡委員
事 務 局	教育部長、次長兼生涯学習課長、次長兼文化財調査事務所長、次長兼文化資料館長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課担当課長２名、学校教育課主幹２名、教育総務課係長、教育総務課主査
議 題	議案第３号「副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則について」 議案第４号「向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」 委員会諸報告 議案第５号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」 議案第６号「人事案件について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	議案第３号「副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則について」及び議案第４号「向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」の２議案を、関連することから一括議題として上程する。
事務局	— 議案第３号及び第４号提案説明 — 向日市議会平成２８年第１回定例会において、「向日市職員の給与に関する条例」の一部が改正され、これまで部長を補佐する職として置かれていた「次長」を「副部長」に、また、これに併せて、課長を補佐する職として置かれていた「課長補佐」を「副課長」とし、職責がより分かりやすくなるよう、職名が改められた。 この条例の改正を受けて、教育委員会規則及び規程における次長及び課長補佐の表記を、それぞれ副部長及び副課長に改めるものである。 次に、改正の対象となる規則及び改正内容について説明する。 議案第３号の資料の２枚目、「２ 改正する規則」の項目ですが、向日市教育委員会事務局組織規則をはじめ、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則、教育長に対する事務委任規則や公民館、図書館、文化資料館、天文館、文化財調査事務所に係る管理運営規則の８つの規則が改正の対象となる。 具体的な改正内容については、資料の４枚目以降、新旧対照表のとおり

	である。 それぞれの新旧対照表は、右側に改正前、左側に改正案を記載しており、次長を副部長に、課長補佐を副課長に改めるものである。 なお、新旧対照表 1 ページの上段、「向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正」の第 4 条第 1 項では、参事の位置付けについて、次長の前（左側）にあったものを副部長の次に置くこととし、また、同じ第 4 条第 3 項及び第 4 項において、参事の職責について、「部長を補佐する」というものから、「特定の事務を処理する」というものに改めることとしている。 これについては、市長部局における規則改正の内容に合わせるため、教育委員会規則においても同様に改めるものである。 続いて、議案第 4 号の資料の 2 枚目のとおり、改正の対象となる規程は、「向日市教育委員会事務決裁規程」であり、改正の内容は議案第 3 号と同様に、次長を副部長に、課長補佐を副課長に改めるものである。 具体的な改正内容については、資料の 4 枚目に、新旧対照表として掲載している。 議案第 3 号、議案第 4 号の施行期日については、市長部局での規則改正と合わせるため、いずれも平成 28 年 4 月 1 日としている。 【質疑】
委員	「向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正」の第 4 条第 4 項の特定の事務とはどのようなことをするのか。
事務局	特定の事務とは、所属において決定された事務をするもので、具体的な事務内容を条文で表すことはできない。
委員	今までは、参事は部長を全般的に補佐ということだったが、これからは特定の事業を専門的にやっていくということか。
事務局	具体的な人事異動の内容にもよると思うが、参事級が配置されるかどうか不明な状況であり、今のところお答えできない。
教育長	職員を指揮監督することが除かれたように、参事の職の位置付けが変わったということである。
委員	職責の順については、「向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正」の第 4 条第 1 項のとおりか。
事務局	そのとおりである。

教育長	議案第３号の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第３号は承認された。
教育長	議案第４号の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第４号は承認された。
教育長	次に委員会諸報告について報告を願う。 向日市議会平成２８年第１回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会の質疑について報告願う。
事務局	― 向日市議会平成２８年第１回定例会一般質問答弁要旨及び 総務文教常任委員会の質疑について ― (詳細については、資料のとおり) 【質疑等】
委員	希望校制度で、希望していた学校に入れないことはあるのか。
事務局	１０年以上続けてきたが、抽選になったのは２回だけである。
委員	給食費の管理についてであるが、公会計の方が給食費の免除等、所得の把握がしやすくなるのか。
事務局	現在は、滞納者がいた場合、学校の先生が訪問、連絡してきめ細かく対応している。現状、滞納しているのは１家庭のみである。これが、公会計になると、市が徴収することになるので、家庭の状況等をきめ細かく見ることができるのかが課題である。逆に滞納が増える可能性もある。公会計に移行している自治体は、滞納の問題が発端となっていることが多い。
委員	向日庵の保存については、まだ機が熟してないと思うので、この答弁のとおりで良いと思う。もっと関係者の意向がまとまってからで良いと思う。

委員	学習の場の提供について、質問の意図としては、学校外に仕組みを作るということをおっしゃられるのか。
事務局	主旨としては、気軽に子どもたちが聞ける場のことであると理解している。放課後を利用した補習を地域の方々にお世話になっているので、現実整備できていると考えている。
委員	学校内で気軽に職員室に行けるようにすることや、聞くスペースを作ってもらえるようにしてほしいと思う。
教育長	次に、平成28年度向日市指導の重点について報告願う。
事務局	— 平成28年度向日市指導の重点について — 平成28年度向日市指導の重点については、今回の教育委員会で議決をいただくことが一番望ましかったが、ふるさと向日市創生計画の学校教育・社会教育の分野を踏まえることとしており、このふるさと向日市創生計画の策定が3月31日になることが予定されている。しかしながら、指導の重点については、4月1日から施行する必要がある。そのため、教育委員会会議を開催する時間が無いことから、教育長に対する事務委任規則第5条の規程に基づく臨時代理により定め、次回の教育委員会において承認を得たいと考えている。
教育長	事務局から説明のとおり、教育委員会会議を開催する時間がないと考えられるため、教育長に対する事務委任規則第5条の規定により、教育長の臨時代理によって定めるものとし、次回の教育委員会にて報告のうえ、承認について諮ることとしてよろしいか。
出席者一同	(異議無し)
教育長	それでは、内容について報告願う。
事務局	学校教育指導の重点については、これまでの議論を踏まえ、大きく2点修正している。 1点目は、「等」と「など」の整理についてであるが、文書表記上では、「等」は「とう」と読むが、「など」と読ませたいときはひらがな表記することが一般的であるとのことである。意味は「等」も「など」も同じである。国や府からの引用部分については、国や府の表記を尊重することを前提とし、読みやすさの観点から見直しを行った。 5ページの「家庭・地域社会との連携により特色ある学校づくり 2 学校改善に生かす学校評価の充実」内の「(1) 学校関係者評価の公表等」

	を「公表など」に訂正した。これは、漢字が続くため見やすくしたものである。6ページの「安心・安全な教育環境の充実 1学校における安心・安全の確保」内の「(6) P T A、地域社会との連携、登下校等」を「登下校など」に読みやすくするため訂正した。 2点目は、10ページの「教育相談はこちらへ」内の「教育支援委員会」の案内の文言に、前回の教育委員会での指摘を踏まえ「教育的支援」を追加した。
事務局	社会教育指導の重点についても、読みやすさと、引用元との整合性から「等」と「など」の表記の整理を行った。8ページの「家庭・地域社会の教育力の向上 1家庭の教育力の向上」内の「特に配慮すべき事項(2) …危険ドラッグや大麻等」を「大麻など」に、同じく8ページの「2地域社会の教育力の向上」内の「特に配慮すべき事項(4) …危険ドラッグや大麻等」を「大麻など」に訂正した。これは、引用元である京都府の「社会教育を推進するために」との整合性から訂正した。 【質疑】
委員	色がありすぎると見にくいので、色合いのバランスを考えて欲しい。
事務局	また、ご意見を元に来年度から検討させていただきたい。
委員	1ページと9ページの「一人一人」を「ひとりひとり」の方が良いのではないか。
事務局	ふるさと向日市創生計画において、「一人一人」と表記されているため統一させていただきたい。
教育長	次に、乙訓古墳群の史跡指定について報告願う。
事務局	— 乙訓古墳群の史跡指定について — 平成28年3月1日付け文部科学省告示第31号で、正式に史跡指定された。史跡とは、土地に関する重要文化財のことである。指定範囲としては、桂川右岸の京都市から大山崎町までの11基の古墳をまとめて史跡指定されたものである。経過としては、京都市の「天皇の社古墳」、長岡京市の「恵解山古墳」、本市及び京都市西京区の「寺戸大塚古墳」を統合して「乙訓古墳群」とし、本市の古墳を追加し史跡指定されたものである。なお、「物集女車塚古墳」については、国史跡指定に伴い、京都府の史跡指定は自動的に解除された。今後は、史跡長岡宮跡と連携し本市の文化財の核として活用していく予定である。

教育長	次に、議案第５号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」及び議案第６号「人事案件について」を上程するが、人事に関することから秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第５号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第５号は承認された。
教育長	議案第６号「人事案件について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第６号は承認された。
教育長	秘密会を解く。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

向日市教育委員会議案第 3 号

副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則について

副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則

〔教育部教育総務課〕

1 改正の趣旨

副部長及び副課長設置に伴い、関係する規則を整備するもの

2 改正する規則

- (1) 向日市教育委員会事務局組織規則
- (2) 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則
- (3) 教育長に対する事務委任規則
- (4) 向日市公民館管理運営規則
- (5) 向日市立図書館管理運営規則
- (6) 向日市文化資料館管理運営規則
- (7) 向日市天文館管理運営規則
- (8) 向日市文化財調査事務所管理運営規則

3 改正の内容

規則中「次長」を「副部長」に、「課長補佐」を「副課長」に改めるもの

4 施行期日 平成28年4月1日

教育委員会規則第 号

副部長及び副課長設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 向日市教育委員会事務局組織規則（昭和50年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「参事、次長」を「副部長、参事」に、「課長補佐」を「副課長」に改め、同条第3項中「参事及び次長」を「副部長」に改め、同条第4項中「企画主幹」を「参事及び企画主幹」に改め、同条第9項中「課長補佐」を「副課長」に改める。

(向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 副部長

(3) 参事

第2条第12号を次のように改める。

(12) 副課長

(教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第3条 教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「次長」を「副部長」に改める。

(向日市公民館管理運営規則の一部改正)

第4条 向日市公民館管理運営規則（昭和56年教育委員会規則第

1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 主幹

(2) 副課長

第 4 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 主幹は、上司の命を受け、特定の業務を処理する。

(3) 副課長は、館長を補佐する。

様式中「課長補佐」を「副課長」に改める。

(向日市立図書館管理運営規則等の一部改正)

第 5 条 次に掲げる規則の規定中「課長補佐」を「副課長」に改める。

(1) 向日市立図書館管理運営規則（昭和 59 年教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 2 号及び第 4 条第 3 号

(2) 向日市文化資料館管理運営規則（昭和 59 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 号及び第 4 条第 3 号

(3) 向日市天文館管理運営規則（平成 5 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 号及び第 3 条第 2 号

(4) 向日市文化財調査事務所管理運営規則（平成 5 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 2 号及び第 3 条第 3 号

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

〈参 考〉

向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
（職名及び職務） 第4条 教育部に部長、<u>副部長</u>、<u>参事</u>、企画主幹、課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、<u>副課長</u>、係長及び担当係長を置く。ただし、<u>副部長</u>、<u>参事</u>、企画主幹、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、<u>副課長</u>、係長又は担当係長を置かないことがある。 2 略 3 <u>副部長</u> は、部長を補佐し、部の事務を掌理し、職員を指揮監督する。 4 <u>参事及び企画主幹</u> は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 5～8 略 9 <u>副課長</u> は、課長を補佐する。 10及び11 略	（職名及び職務） 第4条 教育部に部長、<u>参事</u>、<u>次長</u>、企画主幹、課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、<u>課長補佐</u>、係長及び担当係長を置く。ただし、<u>参事</u>、<u>次長</u>、企画主幹、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、<u>課長補佐</u>、係長又は担当係長を置かないことがある。 2 略 3 <u>参事及び次長</u> は、部長を補佐し、部の事務を掌理し、職員を指揮監督する。 4 <u>企画主幹</u> は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 5～8 略 9 <u>課長補佐</u> は、課長を補佐する。 10及び11 略

向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
（職員の職） 第2条 略 (1) 略 (2) <u>副部長</u> (3) <u>参事</u> (4)～(11) 略 (12) <u>副課長</u> (13)～(29) 略	（職員の職） 第2条 略 (1) 略 (2) <u>参事</u> (3) <u>次長</u> (4)～(11) 略 (12) <u>課長補佐</u> (13)～(29) 略

教育長に対する事務委任規則の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(専決) 第4条 略 (1) 第2条第1項第7号の教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員のうち、部長、<u>副部長</u>及び課長等以外の者の任免その他の人事に関すること。 (2) 略	(専決) 第4条 略 (1) 第2条第1項第7号の教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員のうち、部長、<u>次長</u>及び課長等以外の者の任免その他の人事に関すること。 (2) 略

向日市公民館管理運営規則の一部改正（第4条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(職員) 第3条 略 (1) <u>主幹</u> (2) <u>副課長</u> (3)～(7) 略 (職務) 第4条 略 (1) 略 (2) <u>主幹は、上司の命を受け、特定の業務を処理する。</u> (3) <u>副課長は、館長を補佐する。</u> (4)及び(5) 略	(職員) 第3条 略 (1) <u>課長補佐</u> (2) <u>主幹</u> (3)～(7) 略 (職務) 第4条 略 (1) 略 (2) <u>課長補佐は、館長を補佐する。</u> (3) <u>主幹は、上司の命を受け、特定の業務を処理する。</u> (4)及び(5) 略

向日市立図書館管理運営規則の一部改正（第5条第1号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(職員) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>副課長</u> (3)～(8) 略 (職務) 第4条 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>副課長</u> は、館長を補佐する。 (4)～(6) 略	(職員) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>課長補佐</u> (3)～(8) 略 (職務) 第4条 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>課長補佐</u> は、館長を補佐する。 (4)～(6) 略

向日市文化資料館管理運営規則の一部改正（第5条第2号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(職員) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>副課長</u> (3)～(7) 略 (職務) 第4条 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>副課長</u> は、館長を補佐する。 (4)及び(5) 略	(職員) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>課長補佐</u> (3)～(7) 略 (職務) 第4条 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>課長補佐</u> は、館長を補佐する。 (4)及び(5) 略

向日市天文館管理運営規則の一部改正（第5条第3号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(職員) 第2条 略 (1) <u>副課長</u> (2)～(6) 略 (職務) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>副課長</u> は、館長を補佐する。 (3)及び(4) 略	(職員) 第2条 略 (1) <u>課長補佐</u> (2)～(6) 略 (職務) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>課長補佐</u> は、館長を補佐する。 (3)及び(4) 略

向日市文化財調査事務所管理運営規則の一部改正（第5条第4号関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(職員) 第2条 略 (1) 略 (2) <u>副課長</u> (3)～(7) 略 (職務) 第3条 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>副課長</u> は、所長を補佐する。 (4)及び(5) 略	(職員) 第2条 略 (1) 略 (2) <u>課長補佐</u> (3)～(7) 略 (職務) 第3条 略 (1)及び(2) 略 (3) <u>課長補佐</u> は、所長を補佐する。 (4)及び(5) 略

向日市教育委員会議案第 4 号

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

教育長訓令第 号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

〔教育部教育総務課〕

1 改正の趣旨

副部長及び副課長設置に伴い、向日市教育委員会事務決裁規程を改正するもの

2 改正の内容

規程中「次長」を「副部長」に、「課長補佐」を「副課長」に改めるもの

3 施行期日 平成28年4月1日

教育長訓令第 号

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

向日市教育委員会事務決裁規程（昭和51年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第9号」に改める。

第5条第3号、第6条第2項第5号並びに第7条第2項第1号及び第2号中「次長」を「副部長」に改める。

第20条中「次長」を「副部長」に、「課長補佐」を「副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 課長等 前号に掲げる者のほか、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）<u>第2条第1項第9号</u>に規定する主幹をいう。 (決裁区分) 第5条 略 (1)及び(2) 略 (3) 教乙2 <u>副部長</u>の専決により処理するもの (4)及び(5) 略 (教育長の決裁を要する事項) 第6条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>副部長</u>の7日以上の休暇、欠勤その他の諸願届に関すること。 (部長専決事項) 第7条 略 2 略 (1) <u>副部長</u>、課長等の出張及び復命に関すること。 (2) <u>副部長</u>、課長等の6日以内の休暇、欠勤その他の諸願届に関すること。 (3)及び(4) 略 (代決) 第20条 略	(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 課長等 前号に掲げる者のほか、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）<u>第2条第1項第8号</u>に規定する主幹をいう。 (決裁区分) 第5条 略 (1)及び(2) 略 (3) 教乙2 <u>次長</u>の専決により処理するもの (4)及び(5) 略 (教育長の決裁を要する事項) 第6条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>次長</u>の7日以上の休暇、欠勤その他の諸願届に関すること。 (部長専決事項) 第7条 略 2 略 (1) <u>次長</u>、課長等の出張及び復命に関すること。 (2) <u>次長</u>、課長等の6日以内の休暇、欠勤その他の諸願届に関すること。 (3)及び(4) 略 (代決) 第20条 略

決裁者	代決者
教育長	部長
部長	<u>副部長</u> 。ただし、 <u>副部長</u> を置かない場合は、主管の課長又は担当課長
<u>副部長</u>	主管の課長又は担当課長
課長・担当課長	主幹、 <u>副課長</u> 又は係長若しくは担当係長

決裁者	代決者
教育長	部長
部長	<u>次長</u> 。ただし、 <u>次長</u> を置かない場合は、主管の課長又は担当課長
<u>次長</u>	主管の課長又は担当課長
課長・担当課長	主幹、 <u>課長補佐</u> 又は係長若しくは担当係長

向日市議会平成28年第1回定例会一般質問答弁要旨（教育委員会関係分）
（3月4・7・8日開催）

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（日本共産党議員団 常盤 ゆかり 議員） 中学校給食について 次回の検討委員会の開催は3月末とお聞きしているが、実施方法について最終決定をされるのはいつになるのか。 また、実施に向けての予算計上・実施時期等、今後のスケジュールはどうなるのか。 給食調理室を自校と併せて他校の給食を作り配送する場合は、建設用途制限で工場扱いとなり、京都府と協議する必要があるとのことだが、これは「学校給食共同調理場に係る建築基準法第48条に基づく許可の事例について」また、各都道府県教育委員会給食主幹課宛の「事務連絡」でクリアできるのではないのか。 向日市として最もふさわしい中学校給食実施方法について、市長の考えを伺う。 （市長答弁）	第1番目の「中学校給食について」の1点目と2点目については、関連いたしますことからまとめてお答えいたします。 現在、中学校給食検討委員会におきまして、本市にふさわしい中学校給食のあり方についてご検討いただいております。3月下旬に第5回検討委員会を開催し、今年度中を目途に、報告書を提出していただく予定としております。 この報告書を踏まえ、給食調理場を建築できる場所や規模を判断するために、敷地や道路などインフラの状況や、既存校舎との位置関係など建築物に係る法規制、環境面での近隣への影響などを把握する必要があることから、これらの調査費用を補正予算で対応してまいりたいと考えております。 併せまして、市街化調整区域や住居系地域への建築に係る法令上の制限につきましても、京都府と協議を行ってまいります。 その後、これらの調査や京都府との協議内容を踏まえて、実施方法を決定してまいりますので、実施時期等、今後のスケジュールにつきましては、現時点で定まっております。 次に、3点目の「建築基準法に基づく許可の事例について」であります。議員ご指摘の文書は、建築基準法上、工場扱いとなる給食共同調理場の住居系地域への建築に関して、昨年12月4日付けで、国土交通省が技術的助言として都道府県に対し発出されたものであります。 その内容といたしましては、公聴会を経て建築審査会での同意が得られたのち、最終的に特定行政庁である県が、周辺の住居環境を害するおそれがないと判断し、特例で許可された事例が示されているものでございます。 したがって、この技術的助言により、住居系地域での共同調理場建築が、一律に認められるようになったものではないと理解しております。 本市では、住居系地域だけでなく、市街化調整区域にある学校も含めまして給食調理場の建築を検討する必要がありますことから、今後、本市の実状に合った場所に建築できるよう、京都府としっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。 4点目、「向日市として最もふさわしい中学校給食の実施方法について」であります。現在、中学校給食検討委員会におきまして、本市にふさわしい中学校の給食のあり方について、ご検討いただいているところであります。 先ほど議員からもご紹介がありましたが、第3回の検討委員会では、アンケート調査結果についてご検討いただき、栄養バランスのとれた温かい給食を食缶方式で提供すること、全員喫食が基本だが、家庭の弁当を希望する意見が多かったため、家庭の弁当にも配慮すること、などの意見がありました。 第4回の検討委員会では、給食の実施方式についてご検討いただき、理想としては自校方式だが、調理場を建設する用地の確保が難しいことから、中学校1校に調理場を建設し、他の2校に配送する兄弟方式が最適とする

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(再質問) 市長として、給食に対しての方向性や考え方をどのように持っておられるのか。また、次回の検討委員会の開催日が決まっていたら教えてほしい。 文化財の保存・活用について 文化資料館で現在、「くらしの道具展」が開催されており、向日市外の学校から見学があり好評だと聞いている。多くの方々に見ていただけるよう通年展示をすることについて伺う。	方向で協議が進められたと伺っております。 次回、第5回の検討委員会において、報告書をまとめていただく予定であり、私といたしましては、検討委員会からの報告をしっかり踏まえ、教育委員会と協議する中で、本市にとってふさわしい給食の実施方法等について判断してまいりたいと考えております。 早期に実施したいのですが、学校の敷地も限られており、広さのある敷地も市街化調整区域で法的に難しいので、そこがクリアできしだい実施できたらと思っております。 (市長答弁) 自校方式では、西ノ岡中学校は市街化調整区域に建っているため工場が作れず、親子方式では、第5・6向陽小学校が調整区域や住宅密集地に建っていることから非常に苦慮しております。私は検討委員会が一番いいと思うものを、なるべく実現できるように調整することがやるべきことだと思っております。次回の検討委員会の日程は調整中であります。 次に、第3番目「文化財の保存・活用について」の1点目、「くらしの道具展」についてであります。文化資料館では、毎年この時期に昔のくらしについて学ぶ小学3年生の教育課程に合わせて実施しており、市民の方々の寄贈や、市内小学校から受け入れた、約4,200点の生活用具や農機具など、いわゆる民具のうち、今年は92点を選び、展示しております。 児童の団体見学の際には、通常の展示スペースに加え、2階研修室に別に農機具を用意し、ボランティアの方が実際に道具を手に取り、動かして使い方を説明すると、児童から歓声があがることも多く、昔のくらしぶりやその努力・工夫を、体験を通じて学ぶ機会となっており、期間中に市内すべての小学校から見学がある展示となっております。 また最近では、授業で来館した児童が、休日に保護者と一緒にもう一度来館したり、近隣の福祉・介護施設から、デイサービスなどの利用者を施設スタッフが引率して、ご来館いただく姿も見受けられます。 ご質問の民具の通年展示につきましては、文化資料館は、遷都1200年を記念して開館して以来、本市を代表する遺跡である古代の都・長岡京を常設展のメインテーマとしており、昨年国の認定を受けた「向日市歴史的風致維持向上計画」では、歴史文化の中核拠点として位置付けられ、大極殿のあるまちとしての向日市をアピールする上で、常設展の役割はますます高まっているところでございます。 そのため、長岡京跡以外の歴史や民具については、ラウンジスペースを活用し、企画展やラウンジ展として年間4～5回の展示替えを行い、『くらしの道具展』も、毎年恒例のテーマの一つとなっております。 当館には、民具の他にも、市民の方々から、古文書や記録、近代・現代の写真や映像フィルム、市内の歴史ある風景を描いた絵画などが、寄贈・寄託されており、本市の歴史を物語る貴重な資料として、テーマを設けて

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
地域の方々が守ってこられた伝統行事や、歴史的・文化的価値のある個人所有の住居など、無形有形文化財の保存・活用について、今後の計画と見通しについて伺う。	展示し、市民の皆さまに、ご覧いただいております。 今後におきましても、できるだけさまざまな時代の歴史的資料をバランスよく展示・紹介することで、長い歴史を持つ向日市の魅力を発信してまいりたく、現有スペースで民具を通年展示することは困難であると考えております。 次に、2点目の「無形有形文化財の保存と活用について」であります、市内には京都府指定文化財の鶏冠井題目踊(かいでだいもくおどり)や、市指定文化財の鶏冠井シャナンボウなどの無形民俗文化財、重要文化財の向日神社本殿や、昨年8月に国の有形文化財に登録された江戸時代から昭和初期までの13棟の向日神社境内社(けいだいしゃ)、江戸時代の須田家住宅や中小路家住宅をはじめ、歴史的な建築物が数多く存在いたします。 これらの文化財は、市民の大切な財産であり、また、地域の歴史や文化を理解するうえで、欠くことのできないものであり、所有者をはじめ、関係者のご努力により大切に守り継承されてまいりました。 一方、時代の変化やライフスタイルの多様化などによる後継者不足や、旧家の建て替えなどが課題となっております。 こうした中、文化財の指定等には、現状維持などの制限が伴うことから、今後とも所有者や管理団体のご意向を十分に考慮し、引き続き文化財の保存と活用に努めてまいりたいと存じます。
男女共同参画と性の多様性について 学校教育の中で、いろいろな個性を認め合う性固定化しない教育について伺う。	第4番目「男女共同参画と性の多様性について」の2点目、学校教育における取組についてであります、その基盤となるのは、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育む人権教育でございます。 人権の課題や考え方は、デートDVや性的マイノリティなど、時代とともに変化しながら今日に至っておりますことから、学校教育におきましても、児童生徒の発達段階に応じた対応をしつつ、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高めるとともに、具体的な態度や行動につなげる実践力を養っているところでございます。 各学校におきましては、家庭科で家庭の仕事分担について、それぞれが家族の一員として協力し合って役割分担していくことの大切さや、社会科では、共生社会を築いていくための取組や権利についての学習、また、特別活動の時間には、知らず知らずの間に形成されがちな固定観念への気付きの学習などを行っております。 これらの学習をとおり、物事を多面的に見る力や、相手の立場に立って考えることの大切さについて、しっかりと指導を行い、男女平等の理念や、互いの個性・価値観を尊重する態度を育ててまいります。 今後におきましても、全ての個人が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる、しっかりとした人権感覚を持つ児童生徒の育成に努めてまいりたいと存じます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(公明党議員団 福田 正人 議員) 中学校給食について 2月23日に行われた向日市中学校給食検討委員会について詳しい内容を伺う。	第3番目の「中学校給食について」の1点目、「中学校給食検討委員会について」であります。去る2月23日に開催しました、第4回中学校給食検討委員会では、まず、第3回委員会の協議結果について、栄養バランスのとれた温かい給食を提供できる食缶方式にすること、全員喫食を基本とし、アンケート調査で家庭の弁当を希望する意見が多かったことから、このことにも配慮することを、再度、ご確認いただいたところであります。 次に、事務局から、自校方式、親子方式、センター方式など、実施方式毎のイニシャルコストやランニングコストについて、費用の目安をお示しするとともに、市街化調整区域や住居系地域などに給食調理場を建築する場合の法令上の制限について、ご説明させていただきました。 また、自校方式についての質問があり、現在の中学校敷地の状況や校舎の配置状況などから、教育活動に大きな支障なく給食調理場が設置できるのは、3中学校のうち、1校のみであることをお答えいたしました。 委員からは、「可能であるなら、コスト面や食育の面、さらに調理から喫食までの時間がかからない自校方式が良いのではないか」、また、「中学校敷地の関係等で、自校方式が中学校1校しか実施できないのであれば、3中学校が同じ条件で給食を提供できるセンター方式が良いと思う」などの実施方式についてのご意見や、「向日市の小学校では、学校で収穫した野菜などを使用したり、セレクト給食やバイキング給食などの取組を行うとともに、食物アレルギーにも細やかに対応しており、親子給食の場合、小学校の給食の質が落ちないか不安がある」、また、「親子方式になっても、規模が小さい方が衛生管理や食物アレルギーへの個別対応がしやすいので、できれば1対1で実施する親子方式がよい」などの小学校給食への影響についてのご意見をいただきました。 さらに、「学校敷地内に給食調理場を建設すると、今まで児童・生徒が使えていた場所が使えなくなるので、外に給食センターを建ててほしい」などの教育活動への影響についてのご意見や、「中学校給食を専用に作るセンター方式か兄弟方式がよいと思うが、敷地の確保に相当の期間を要するのなら、敷地が確保できている兄弟方式が早期に実施することができる」など、様々なご意見をいただいたところであります。 協議の結果としましては、理想としては「自校方式」であるが、敷地などの関係で、すべての中学校で自校方式が実施できないのであれば、給食調理場が建設できる1中学校に、センター機能を持たせた調理場を建設する兄弟方式が最適とされたところであります。 しかしこの方式については、中学校敷地内に1,650食の給食調理場が建設できるのかどうか、専門的な調査や京都府との協議も必要であることから、兄弟方式が不可能となった場合の次善の案として、自校方式と親子方式の併用が良いとされたところです。 また、学校外に敷地を確保し、給食調理場を建設するセンター方式についても、小学校給食への影響がないことから、選択肢として残す、という方向で、一定意見がまとまったところであります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
学校給食費の管理は、自治体によって、「公会計」と「私会計」の二種類がある。自治体が保護者の給食費を合理的にサポートし、教員の負担を軽減する観点からも「公会計」であることが望ましいと考えるが、見解を伺う。 (再質問) 中学校給食の実施に伴い、教職員の方々の負担がさらに増えることが想定される。そのためにも公会計の導入が重要かと思うが、現状からみてご意見があれば伺う。 また、子育て支援などの政策として給食費に対する補助を検討する必要があるのではないか。 (MUKOクラブ 太田 秀明 議員) 信頼と協働で市民の声が届くまちづくりについて ふるさと向日市創生計画では、教職員のさらなる資質能力向上を目指しておられるが、具体的施策を伺う。	次に２点目、「学校給食費の管理」についてであります。学校給食に必要な経費は、人件費、施設費、修繕費、備品費、光熱水費、消耗品費、食材料費などがありますが、学校給食法に基づき、食材料費のみを給食費として保護者の方々にご負担いただいているところであります。 学校給食は、学校ごとの行事や、児童の転入転出や長期欠席など、個々の状況で、食数が日々増減し、精算などが生じることや、学校独自の献立にも対応できること、また、家庭状況等に応じたきめ細かい徴収管理を行うことができることなどから、本市の小学校では、給食の提供と会計処理が一体である各学校の私会計としているところであります。 議員ご提案の、公会計への移行につきましては、徴収管理方法や職員体制、学校との役割分担と連携方法など、整理すべき事項が多数ございますが、中学校給食検討委員会では、給食導入に当たり、教職員の負担増加を危惧するご意見もございましたことから、教職員の負担軽減が図れる公会計導入も視野に入れ、まずは、公会計の実施を行った他市の移行の経緯・実施状況の把握に努めてまいりたいと存じます。 (市長答弁) 議員ご指摘のとおり、教職員の方々にとって、中学校給食が実施され私会計の場合、負担が非常に多いと思う。公会計の導入に伴うシステム等の経費についてはまだ調べられていないですが、今後調べていく中で実現できたらと思っておりますし、実施するにあたっては小学校も一体となって移行する必要があるかどうかとも研究していきたい。 また、補助については、現在もできることはやらせていただいておりますし、給食費の補助ということではなく、貧困世帯に対する補助ということもあるので、一連のことを考えながらしていきたい。 次に、第３番目の「教職員の資質能力向上について」であります。ふるさと向日市創生計画では、強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを施策の目指す姿・目標に掲げております。 この目標に向け、教育委員会といたしましては、教員が、教職に対する使命感・情熱を持って専門的知識、指導技術、幅広い教養を身に付けること、また、社会的良識と自ら学ぶ意欲を持ち、児童生徒、保護者、地域から信頼されることが重要であると考えております。 専門的知識の習得や指導技術の向上につきましては、これまでから各学校におきまして、大学等の専門家を招き、講演だけではなく各校の児童生徒の実態や教職員の状況に即して、模擬授業や実際の指導場面を想定したロールプレイなどを通して体験的に学び、授業や問題行動に対する指導、教育相談活動等、実際の指導に生かしているところでございます。 ここ数年、若手教員が急激に増加している状況から、若手教員の実践的指導力の向上が喫緊の課題となっており、来年度から新たに教員ＯＢを学

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(市民クラブ 飛鳥井 佳子 議員) 観光振興について 大極殿再建をお願いしたいがどうか。 (市長答弁) 「向日庵」を向日市の文化遺産として守り充実させていただきたいが、所見を伺う。	校に派遣し、実際の指導場面についてきめ細かく支援することにより、若手教員の授業や学級経営等の指導力向上に取り組んでまいりたいと考えております。 また、他地域の優れた実践を参観することにより指導技術を学ぶことも、実践力を高める上で大変有効でありますことから、教員が他地域の先進校を視察し、授業力を向上させる取組など、さらに研修の機会が広がるよう、今議会に所要の予算をお願いしているところでございます。 児童生徒は、教員の直接的な言葉はもとより、その言葉を発する教員自身の生き方や人となりに大きな影響を受けますことから、教育委員会といたしましては、これまでから学校訪問や公開授業等の機会を捉え、指導技術だけでなく、社会人としてのあいさつや言葉遣い、身だしなみなどにつきましても指導してきております。 併せて、平成26年度から実施しております全教職員を対象とした研修会におきましても、教職員自らが人権意識を高めるための人権教育講座や、児童生徒や保護者、同僚との円滑な人間関係づくりのためのコミュニケーション能力講座等を設け、大学の専門家や元アナウンサーなどを招いて、実践につながる研修を行っているところでございます。 今後におきましても、教育委員会といたしましては、教職に対する強い使命感と高い専門性を持ち、常に人間性や社会性を磨くべく研鑽を積み、信頼される教員の育成に努めてまいりたいと存じます。 まず、第2番目の「観光振興について」の1点目「大極殿について」であります。本市には長岡京跡をはじめ全国に誇れる文化財が数多く存在し、これらを活かした観光振興の推進を「ふるさと向日市創生計画」案の中で施策として位置付け、重点的に取り組むこととしております。 議員ご指摘の通り、奈良平城宮では、復元された大極殿を中心に多彩な事業が実施され、地域の発展に大きく寄与しているとお聞きしております。 ご質問の、長岡京大極殿の復元についてであります。更に史跡用地を確保する必要があり、引き続き史跡指定地の拡大と購入を進めてまいります。 また、平城宮の復元費用には、約180億円を要しており、財政的にも厳しい面がございますが、私といたしましては、一部分からでも是非大極殿を復元してまいりたいと考えております。 今後、誰もが「古代の都：長岡京の中心は向日市」と実感でき、観光で来られた方が「また訪れたい」と思っただけけるよう、観光ルートや休憩施設等の整備、観光情報板の設置をはじめ、ハード・ソフト両面から、総合的、多角的な観光施策に取り組んでまいりたいと思っております。 2点目、「向日庵(こうじつあん)」壽岳邸について」であります。西向日住宅地の中に現存する壽岳邸は、昭和8年(1933)に、英文学者で、和紙研究のパイオニアでもあった壽岳文章氏が、京都市内南禅寺の近くから移り住まわれた住宅であります。 建築面積約130平方メートルの木造2階建ての建物で、平成21年(2

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(新政クラブ 上田 雅 議員) 学力向上と個性を伸ばす教育について ちょっとした疑問をいつでも気軽に教えてくれるような場所を提供できれば授業も分かりやすくなり、結果として学力の向上につながると考えているが、市の見解を伺う。 気軽に体験できる課外授業のようなものを増やし、子どもたちに興味を持って	009)に京都府教育委員会が発行した『京都府の近代和風建築』総合調査報告書においても、詳しい調査成果が平面図とともに公表され、昭和初期の郊外型住宅の典型的な例として、また民藝のデザインを取り入れた特徴ある建築物として、評価されているところであります。 故人となられ、壽岳家の方が住まわれなくなってすでに10年が経ちますが、住民有志のグループ「西向日の桜並木と景観を保存する会」では、壽岳文章氏の生誕110年を記念する講演会開催など、以前から顕彰に努められています。 また、昨年からは、別に「壽岳一家の文化的業績についての調査研究会」も、住民有志の方が立ち上げられ、すでに3回の講演会を開かれ、多くの参加者があったと新聞報道されています。 「向日庵」壽岳邸を文化遺産として保存するためには、所有者の方をはじめ、有志による研究会や、壽岳氏の学問的業績に関する和紙や民藝をはじめ各分野の専門研究者など、関係者の方々の保存に向けた意向がまとまることが重要であると考えております。 本市といたしましては、関係者の方々のお考えをお聞きしながら、歴史を活かしたまちづくりを進めていくなかで、総合的に考えてまいりたいと存じます。 次に、第3番目の「学力向上と個性を伸ばす教育」の1点目、「学習の場の提供」についてお答えいたします。 授業以外での学習支援についてであります。教育委員会といたしましては、児童生徒が授業以外の学習にも意欲を持って取り組むためには、学校外に場を変えることなく、学校生活の延長として行うことがより効果的であると考えております。 そうしたことから、各学校におきましては、放課後をはじめ給食前の時間や中間休みなどを工夫した学習とともに、学校教育に係る府の事業を活用した、非常勤講師等による放課後や夏季休業期間の学習を行っております。 また、社会教育に係る事業であります学校支援地域本部の取組の一つとして、大学生や高校生をはじめ、地域のボランティアの方々にも学習支援員としてお世話になっての学習など、様々な機会の充実を図っております。 参加しております児童生徒からは、「分からないところをすぐに聞くことができて良かった。」「大学生なので気軽に質問しやすかった。」など、うれしい声を聞いているところであり、学習意欲の高まりが見られ、学力の向上に寄与しているものと考えております。 今後におきましても、学校支援地域本部事業の拡充をはじめ、地域や保護者の方々にもご協力いただきながら、児童生徒が学ぶ場のより一層の充実に努めてまいりたいと存じます。 次に、2点目の「個性を伸ばす教育について」であります。各学校におきましては、これまでから、地域の方々から特産の筍やなす、米作り等について体験的に学ぶとともに、国や京都府の事業を活用し、専門家の指

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
もらうきっかけを作ること も個性を伸ばすことに含ま れると考えるがどうか。 (日本共産党議員団 松山 幸次 議員) ふるさと向日市創生計画に ついて 多目的グラウンドの整備に ついて、今後どのような検 討をし、ふるさと向日創生 計画に載せられるのか。	導による能や友禅染など伝統文化の体験、また、最先端のロボットや生物 の不思議など、大学や企業の専門家・技術者による様々な体験的学習を学 校教育に取り入れております。 教育委員会といたしましても、小中学校の9年間でふるさとを愛する心 をはぐくむ「ふるさと学習」に取り組むとともに、各種作品展や弁論・英 語スピーチ大会、さらには陸上や水泳等の記録会など、様々な学習や活躍 の機会づくりに努め、児童生徒一人一人の個性を伸ばす教育に取り組んで きたところでございます。 さらに、平成23年度からは、「特色ある学校づくり支援事業」として、 児童生徒の豊かな体験活動を支援しており、ふるさと向日市や京都の伝統 文化を学ぶ機会、スポーツや科学、芸術など様々な分野の専門家の方々か ら直接に学ぶ機会の充実を図ってまいりました。 児童生徒からは「昆虫の体のつくりを知ってびっくりした。」「もっと太 陽やその影のことを知りたいと思った。」など、新たな興味の広がりにつ ながるような感想も数多く聞いております。 なお、「特色ある学校づくり支援事業」につきましては、今議会におき まして、新たに「子ども未来づくり支援事業」として、所要の予算をお願い しているところであり、今後、より児童生徒や学校のニーズに応じた教 育活動が展開できるよう努めてまいりたいと存じます。 また、社会教育におきましても、天文館のプラネタリウム室を活用した天 文教室や、皆既月食などの特別な天文現象を観る観望会、また、京都技術 士会の専門家による「風力発電」や「色と光の関係」をはじめとする、様 々な理科実験を体験できる教室などを開催しております。 加えて、スポーツ面でも、公益財団法人向日市スポーツ文化協会と連携 しながら、各種運動教室の開催や、「フレンドシップ協定」に基づき、京 都サンガF.C.や京都ハンナリーズに所属するプロ選手・コーチなどの指導 体験など、様々な分野で多様な学習活動を提供してきたところであります。 しかしながら、情報化が進展する中で、子どもたちの興味の対象も多様 化しておりますので、提供する講座や教室などにつきましても、そのニー ズを把握しながら、内容等を検討していく必要があると考えております。 今後におきましても、教育委員会といたしましては、児童生徒の体験的 な学習や知的好奇心をはぐくむ学習の充実を図り、児童生徒それぞれがも つ可能性を最大限に伸ばすことができるように、学校教育と社会教育が十 分連携を図りながら、魅力ある教育活動をすすめてまいりたいと存じます。 「多目的グラウンドについて」であります。整備にあたっては、必要 なグラウンドの規模や防災拠点としての活用方法、他の公共施設との連携 などについて検討していく必要があると考えております。 これらを踏まえ、候補地を選定することとなりますが、用地を確保する にあたっては、土地所有者や地域の皆様のご理解とご協力を得ることはも ちろん、財源の確保や周辺環境の影響への対応などについても、しっかりと検討し、一つ一つクリアしていく中で、市民の皆様がよりスポーツに親 しめる環境づくりに取り組んでまいりたく存じます。

向日市議会平成28年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 平成28年3月14日（月） 午前10時～12時10分
2 場 所 向日市役所大会議室
3 委 員 常盤委員長、飛鳥井副委員長、北林委員、永井委員、清水委員、
長尾委員、太田委員

議案第1号 平成28年度向日市一般会計予算（教育委員会所管分）	
委員	私立幼稚園就園奨励費の拡大で、市として保護者の負担軽減対策を行っているが、本市の目指す幼児教育の理念や方針を、市内の各幼稚園に発信はできているか。
教育長	私立の幼稚園では、それぞれに建学の精神、教育方針を持って取り組まれており、市の教育委員会が指導や助言を行う立場ではない。
委員	校区の弾力化、学校の希望校選択について、地域を越えて学校へ行くこととなるが、地域への愛着を育むことができるのか。また、希望していた学校に入れなかった子どもの気持ちはどうするのか、校区の弾力化・希望校選択制そのものの抜本的な検討の時期にきているのではないか。
事務局	校区の弾力化によるクラブ選択では人数の制限はなく、希望した全員が希望校に入学できている。希望校選択は年によって人数に変動はあるが、これまで400人以上が選択制度によって入学できている。
委員	家庭教育の大切さは教育基本法にも第一義的に謳われているが、教員の多忙化で児童生徒と接する機会をどう増やすか、担任へのサポートが重要ではないか。教員の精神疾患が増えているなか、保護者・学校・地域がどのように関わっていくのか。
教育長	担任ひとりで事象を抱え込まないよう、学校として組織的に対応している。また家庭の状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど教員以外の専門性を持った人材を活用し、対応している。福祉的な連携が重要だと考えており、実際効果が出ている。
委員	新規事業の豊かな心のサポート事業の詳細について伺う。
事務局	学校には登校できるが教室に入りにくい児童・生徒の学習支援のため、空き教室などを利用し週二日7時間程度を予定している。児童生徒の学習支援や話相手、時には教室へも行くなどの支援を考えている。専門的な知識を持ったものとして、臨床心理を学ぶ大学院生10名程度と考えている。

委員	学校現場では講師の人数が増えているが、正規教職員との待遇に違いはあるのか、また、任命についてはどうか。
事務局	講師の任用期間は一年間となっているが、給料等は変わらない。任命権者である府教委の判断である。
委員	児童に休耕田を使つての農作業体験をおおいにさせて欲しいがどうか。
事務局	子どもたちには農作業をさせるのは非常にいい体験だと考えており、ほとんどの学校で体験を行っている。
委員	歴史まちづくり認定を受けたことをどのように伝えているか。
事務局	23年度から行っているふるさと学習として生活科、総合的な学習などで指導を行うほか、学校図書館に関連本のコーナーを設けるなどしている。また学校ごとに市内の歴史遺跡を巡る体験を行っている。
委員	小学校給食調理業務の委託業者との契約で、賃金条項や雇用条件など明記されているか。また、遵守されているかなど追跡調査はしているのか。
事務局	賃金についての条項はないが、業者選定はプロポーザル方式で実施しており、金額だけでなく法令遵守はもとより、雇用条件も含め総合的に判断し、決定している。 賃金は民間業者内での契約であり、追跡まではしていない。
委員	史跡公園整備事業はどのようなデザインをイメージし、史跡長岡宮跡先行取得事業はどのように実施するのか。
事務局	史跡公園整備事業は大極殿公園と一体化となるよう整備したい。まず雨水等の排水整備をしたい。史跡長岡宮跡先行取得事業は近隣の声聞きながら進めていきたい。
委員	小中学校の施設環境整備事業でトイレは洋式に改修されるのか。現在学校のトイレ清掃は、業者が年3回入っているが、改修後の状態を維持するために業者による清掃回数を増やすことはできないか。
事務局	トイレは洋式になる。日頃は児童・生徒たちがトイレ掃除をしているが、業者には汚れの状況を見ながら、薬品を使って補完的な形で清掃してもらっている。自分たちで使うところは自分たちできれいにすることを基本にしている。
委員	来年度の留守家庭児童会の入会数と、今後の増築計画について伺う。

事務局	28年度の入会予定数は591人であり、2，3，4，6児童会では学校施設も使用する。増築計画はない
委員	市民会館が使用できなくなっているが、来年の成人式の実施についてどうなるのか。
事務局	市内には他にホールを有する施設がないため、市民会館が使用できない場合は市民体育館の使用を考えている。 採決　－　挙手多数　可決　－

平成28年度



向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進



古代衣装ファッションショー(文化資料館)



職場体験活動



古墳出前授業(文化財調査事務所)



ふるさと学習



保幼小連携



おはなし会(図書館)



あいさつ運動



小中連携 教員研修



自転車安全教室

向日市教育委員会

平成28年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成）
- 本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実）
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- 身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進）
- 学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）

学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の充実向上と個性を伸ばす教育の推進	1 学習指導の充実 2 特別支援教育の充実 3 キャリア教育の充実 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 5 校種間連携の強化
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道徳教育の充実 2 人権教育の推進 3 生徒指導の充実 4 芸術・文化活動の充実
健やかな身体の育成と体力の向上	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	1 開かれた学校づくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実
教職員の資質能力の向上	1 教職員研修の充実 2 教職員評価の実施
安心・安全な教育環境の充実	1 学校における安心・安全の確保

学力の充実向上と個性を伸ばす 教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

特に配慮すべき事項

1 学習指導の充実

- (1) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及
- (2) 学力向上プログラムに基づく学習指導の改善・充実
- (3) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (4) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
- (5) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (6) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実
- (7) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 本市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

- (3) ・「中 1 振り返り集中学習」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用
・音読や古典に関する学習活動を重視
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (4) ・算数・数学的活動をとおして、日常の事象を数理的に考察し、表現する学習活動を重視
・目的意識をもって観察・実験などを行い、仮説を立てたり、結果に基づいて考察したりする学習活動を重視
- (6) ・『大発見向日葵』『文化遺産DVD』の活用
・市内各施設・史跡等の活用
・地域人材の活用
- (7) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携
- (8) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用
・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

2 特別支援教育の充実

- (1) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実
- (3) 特別支援教育についての啓発

- (1) ・授業のユニバーサルデザイン化（※）
・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用
- (2) ・コーディネーター連絡会議の充実

※ 授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり

3 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (2) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

- (1) ・地域社会と連携した体験的な学習の時間

4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

- (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (2) I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成
- (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

- (1) ・新聞の活用
- (2) ・デジタル教科書の効果的な活用
・情報モラル教育の充実
- (3) ・地域や関係機関との連携

5 校種間連携の強化

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携強化(3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実 | <ul style="list-style-type: none">(1) ・小中や小小連携による授業研究、合同研修会の充実(2) ・保幼小指導者による合同研修会の実施 |
|---|---|

豊かな人間性をはぐくむ 心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

1 道徳教育の充実

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実(2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実(3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実(4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり | <p>特に配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none">(2) ・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用・小中学校道徳実践交流会の充実(4) ・あいさつ運動の推進 |
|---|--|

2 人権教育の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進(2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実(3) 公開授業の実施と保護者、地域社会への啓発 | <ul style="list-style-type: none">(2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導・京都府人権関係資料等の積極的な活用 |
|---|--|

3 生徒指導の充実

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実(2) 児童生徒の規範意識の醸成(3) 異年齢交流活動や職場体験活動など「自己有用感」を育てる取組の充実 | <ul style="list-style-type: none">(2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施・「法やルールに関する教育」の推進 |
|--|---|

4 芸術・文化活動の充実

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実(2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 | <ul style="list-style-type: none">(1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 |
|---|--|

健やかな身体の育成と 体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

- (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実
- (2) 中学校部活動の活性化
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用
- (2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用

2 健やかな身体の育成

- (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実
- (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実
- (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

- (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (2) ・「^{いのち}生命のがん教育授業」の活用

3 食育の推進

- (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進
- (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

- (1)(2) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実

家庭・地域社会との連携による 特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携協力を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

1 開かれた学校づくりの推進

- (1) 保護者・地域社会への積極的な情報発信
- (2) 保護者・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進
- (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- (2) ・学校支援地域本部事業の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・あいさつ運動の推進

2 学校改善に生かす学校評価の充実

- (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信
- (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立

- (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実
- (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実
- (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実
- (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

特に配慮すべき事項

- (1)(3)
 - ・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
 - ・全教職員対象の研修会の実施
- (4) ・『コンプライアンスハンドブック』を活用した研修の充実

2 教職員評価の実施

- (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

1 学校における安心・安全の確保

- (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実
- (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない指導の徹底
- (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底
- (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (6) P T A、地域社会との連携、登下校など学校内外の安全確保の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・教育相談事業等の効果的な活用
 - 巡回・来所・電話相談
 - 適応指導教室
 - スクールソーシャルワーカー
 - 心の相談サポーター
 - スクールカウンセラー
 - まなび・生活アドバイザー
 - 心の居場所サポーター
- (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
 - ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
 - ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための組織の推進
- (4) ・自転車運転免許教室等の実施
- (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
 - ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

- (3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（学校支援地域本部事業）」の拡充
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

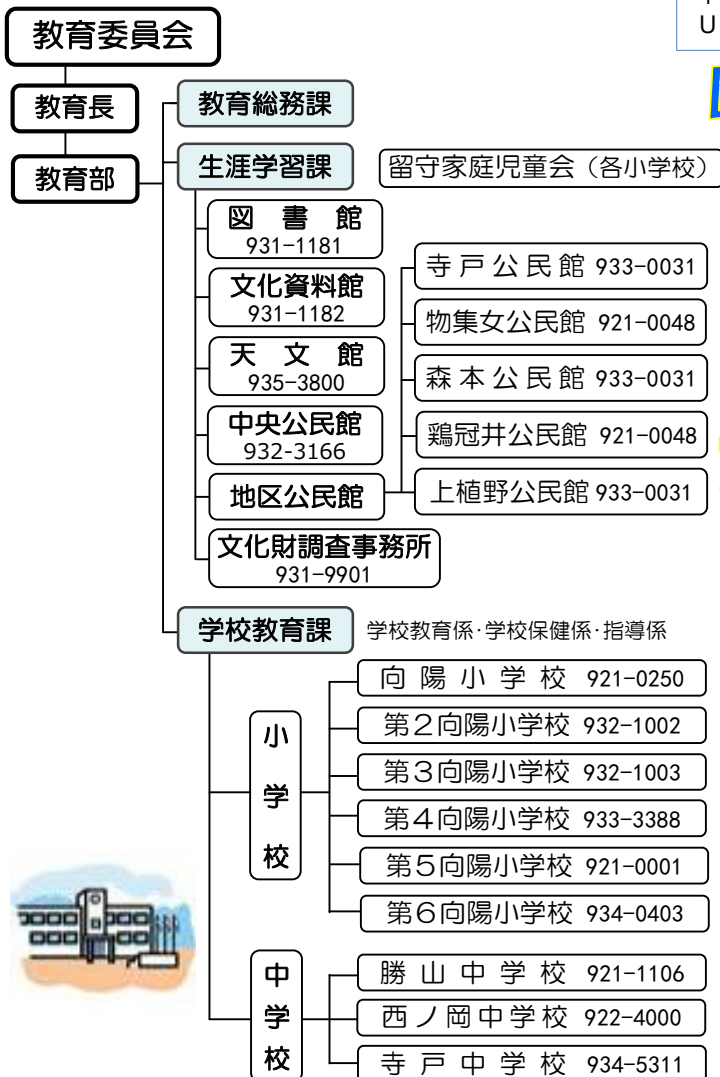
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図



向日市教育委員会
 〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
 TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
 URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館 向日市に住んでいる方、通勤・通学している方ならどなたでも借りることができます。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
 （貸出は午後 5 時 45 分まで）
 開館時間以外の返却は、
 ブックポストをご利用ください。

休館日

・月曜日（祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館）
 ・祝日の翌日・特別整理期間（不定期）
 ・資料整理日（毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日）
 ・年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）



文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を果たしています。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
 （入館は午後 5 時 30 分まで）

休館日

・月曜日
 （祝日の場合は開館し、翌日と翌々日を休館）
 ・祝日の翌日・展示準備期間（不定期）
 ・資料整理日（毎月末/ただし、土・日曜日のときは次の火曜日）
 ・年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）

入館料

無料



天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型天体観測室とを備えています。

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（入館は午後 5 時まで）

休館日

・毎週月・火曜日
 ・国民の祝日・休日、機械調整日
 ・年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）

入館料

無料（プラネタリウムは有料）



教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
 ・月～金 8:30～17:15
 ・931-6060（直通）

●小中学生自身の悩み 子育てについての悩みは

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
 ・水・木 10:00～11:50 13:00～14:50
 ・お問い合わせは、931-1111（内線 803）

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
 ・お問い合わせは、在籍している小・中学校に

●不登校児童生徒のための 自立支援は

適応指導教室（ひまわり広場）

・向日市天文館内に開設（水～金 9:30～12:00）
 ・お問い合わせは、931-1111（内線 803）

●ことばやきこえ 発達について

通級指導教室

・向陽小学校、第 3 向陽小学校、第 5 向陽小学校、
 第 6 向陽小学校、勝山中学校に設置
 ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
 小・中学校に

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
 小・中学校に

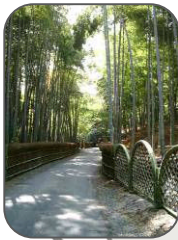


古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径

向日市特産の「孟宗竹」を使った竹垣の散策路。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500選」などに選ばれています。総延長は約1,800mで、京都府の文化的景観に選ばれています。



●寺戸大塚古墳

古墳時代前期の全長約 98mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。



●須田家住宅

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家。京都府の指定文化財です。



●元稲荷古墳

古墳時代前期の全長約 94mの前方後方墳で、国の史跡に指定されています。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには鶏冠井題目踊りが奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社

養老2年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式で国の重要文化財に指定されています。



●中小路家住宅

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。国登録文化財です。



●物集女車塚古墳

古墳時代後期の全長約 46mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土しました。



●五塚原古墳

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



●東院公園

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●一文橋

長岡京市との市境、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。

●大極殿公園（大極殿・小安殿跡）

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。平成 4 年に国の史跡に追加指定された西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備されています。

名 称	乙訓古墳群の史跡指定について																						
説 明 等																							
1 史 跡 と は	土地に関する文化財の指定名称で重要文化財に相当 例) 史跡長岡宮跡・・・重要文化財相当 特別史跡平城宮・・・国宝に相当																						
2 名 称	乙訓古墳群 ○ 名称は国文化審議会において決定																						
3 指 定 日 等	平成28年 3 月 1 日付け、文部科学省告示第31号																						
4 指 定 範 囲	桂川右岸で、北から京都市、向日市、長岡京市、大山崎町域の11基の古墳を乙訓古墳群として一団で史跡指定を受ける。 このうち、本市に所在する古墳群は、既指定の寺戸大塚古墳を含め 5 基である。																						
5 経 過	既存指定 <table><tr><td>天皇の杜古墳（京都市）</td><td>大正11年 3 月 8 日</td><td>内務省告示第49号</td></tr><tr><td>恵解山古墳（長岡京市）</td><td>昭和56年10月13日</td><td>文部省告示第156号</td></tr><tr><td>寺戸大塚古墳（向日市他）</td><td>平成27年 3 月 10 日</td><td>文部科学省告示第38号</td></tr></table> ↓ 平成28年3月1日 3 基の古墳を統合し、名称を「乙訓古墳群」とする 「乙訓古墳群」に新たな古墳を地域追加指定 ↓			天皇の杜古墳（京都市）	大正11年 3 月 8 日	内務省告示第49号	恵解山古墳（長岡京市）	昭和56年10月13日	文部省告示第156号	寺戸大塚古墳（向日市他）	平成27年 3 月 10 日	文部科学省告示第38号											
天皇の杜古墳（京都市）	大正11年 3 月 8 日	内務省告示第49号																					
恵解山古墳（長岡京市）	昭和56年10月13日	文部省告示第156号																					
寺戸大塚古墳（向日市他）	平成27年 3 月 10 日	文部科学省告示第38号																					
6 本市の古墳	<table><tr><th></th><th>名称</th><th>員数</th><th>構造形式</th></tr><tr><td>①</td><td>寺戸大塚古墳</td><td rowspan="5">1</td><td>全長約98m、前方後円墳、寺戸町芝山、京都市域にも所在</td></tr><tr><td>②</td><td>元稲荷古墳</td><td>全長約94m、前方後方墳、向日町北山、勝山公園ほか</td></tr><tr><td>③</td><td>五塚原古墳</td><td>全長約92m、前方後円墳、寺戸町芝山、はり湖山山頂</td></tr><tr><td>④</td><td>南条古墳</td><td>直径約23m、円墳、物集女町南条、旧南条 3 号墳</td></tr><tr><td>⑤</td><td>物集女車塚古墳</td><td>全長約46m、前方後方墳、物集女町南条、車塚緑地</td></tr></table> 注) 物集女車塚古墳（昭和59年 4 月14日、京都府史跡指定）は、国史跡指定に当たり同日付で解除。				名称	員数	構造形式	①	寺戸大塚古墳	1	全長約98m、前方後円墳、寺戸町芝山、京都市域にも所在	②	元稲荷古墳	全長約94m、前方後方墳、向日町北山、勝山公園ほか	③	五塚原古墳	全長約92m、前方後円墳、寺戸町芝山、はり湖山山頂	④	南条古墳	直径約23m、円墳、物集女町南条、旧南条 3 号墳	⑤	物集女車塚古墳	全長約46m、前方後方墳、物集女町南条、車塚緑地
	名称	員数	構造形式																				
①	寺戸大塚古墳	1	全長約98m、前方後円墳、寺戸町芝山、京都市域にも所在																				
②	元稲荷古墳		全長約94m、前方後方墳、向日町北山、勝山公園ほか																				
③	五塚原古墳		全長約92m、前方後円墳、寺戸町芝山、はり湖山山頂																				
④	南条古墳		直径約23m、円墳、物集女町南条、旧南条 3 号墳																				
⑤	物集女車塚古墳		全長約46m、前方後方墳、物集女町南条、車塚緑地																				
7 今後の活用	史跡長岡宮跡と連携し本市の文化財の核として活用																						
8 そ の 他	(1) スライドでみる乙訓の発掘 平成28年3月13日（日） 別紙参照 (2) 「発掘された日本列島2016」展 出展 全国主要展示会場を 1 年間巡回 (3) 大阪府立近つ飛鳥博物館 特別/出展 5 月 予定 (4) 物集女車塚古墳石室一般公開 5 月 予定 (5) 京都府立山城郷土資料館 企画/出展 10月 予定																						

向日市国・府・市指定等文化財一覧表

平成28年 3 月 1 日現在

種 別			国		府			市	計
分 類	細 別		指定	登録	指定	登録	選定	指定	
有形文化財	建造物		1	20	2	1			24
	美術工芸品	彫 刻						8	8
		絵 画	1					2	3
		古 文 書	2					5	7
		歴 史 資 料						1	1
		考 古 資 料						7	7
無形文化財								0	
民俗文化財	有形民俗								0
	無形民俗				1			2	3
記 念 物	史 跡		2					2	4
	名 勝								0
	天然記念物								0
文 化 的 景 観							1		1
重要伝統的建造物群保存地区									0
保 存 技 術									0
計			6	20	3	1	1	27	58

※向日市外出土で、本市内で所有・管理されている指定等文化財は含まない。

※向日市出土品で、所有者が本市外の指定等文化財は含まない。